

企業等への支援について

資料 2 - 1

令和 2 年 9 月 4 日

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の緊急対応期間の延長について

8月28日に厚生労働省が
期間延長を発表

	特例以外の場合の 雇用調整助成金	新型コロナウイルス感染症特例措置（変更の経過）	
		緊急対応期間 （4月1日～6月30日）	同 左 （4月1日～9月30日）
			同 左 （4月1日～ 12月31日 ）
対象事業主	経済上の理由により、 事業活動の縮小を 余儀なくされた者	新型コロナウイルス感染症 の影響を受ける者 （全業種）	同 左
生産指標要件	3か月 10%以上低下	1か月5%以上低下	同 左
対象労働者	雇用保険被保険者	雇用保険被保険者でない 労働者も対象	同 左
助成率	2/3（中小） 1/2（大企業）	4/5（中小）、2/3（大企業） 〈解雇等を行わない場合〉 9/10（中小）、3/4（大企業）	4/5（中小）、2/3（大企業） 〈解雇等を行わない場合〉 10/10（中小）、3/4（大企業）
計画届の提出	事前提出	事後提出を認める	撤 廃
支給限度日数	1年 100日 3年 150日	同左＋緊急対応期間	同 左
受給額の上限	1人当たり 日額 8,330円	同 左	1人当たり 日額 15,000円

特例措置は
据え置き



〔資料1から抜粋〕

6 企業等への支援について⑥

(6) 9月以降の資金繰り支援 《政府系金融機関による資本性劣後ローンなどの中長期的資金繰り支援の活用》

○ 政府の補正予算を活用した新型コロナウイルス感染症対応資金(県商工業振興資金)

新型コロナウイルス感染症対応資金は、政府の補正予算を活用した全国一律の無利子(3年間)・無保証料(10年間)の融資制度

- ・融資上限:4000万円
- ・売上減少要件:個人事業主(小規模に限る)▲5%以上 小・中規模事業者▲15%以上(※▲5%以上▲15%未満の場合は保証料1/2のみ)

○ 日本政策金融公庫等の資本性劣後ローン

資本性劣後ローンは、融資期間中は利子のみ返済し、期間終了時に元本全額を一括して返済するローン
金融機関が資本とみなすことができるローンであり、中長期的な資金繰りを支援

- ・融資対象:事業計画を策定し、民間金融機関等による協調融資を受ける事業者等
- ・融資限度:中小事業7.2億円、国民事業7200万円
- ・融資期間:5年1ヶ月、10年、20年 期間一括償還(中小事業、国民事業共通)
- ・貸付金利:当初3年間一律、4年目以降は直近決算の業績に応じて変動
- ・取扱金融機関:日本政策金融公庫、商工中金

	当初3年間及び 4年目以上赤字	4年目以降黒字	
		5年1ヶ月・10年	20年
公庫(中小事業)・商工中金…中小企業向け	0.50%	2.60%	2.95%
公庫(国民事業)…小規模事業者・個人事業者向け	1.05%	3.40%	4.80%

R2年3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R3年1月	2月
【県】地域経済変動対策資金《融資枠2417億円》 (10年間無利子、10年間無保証料、2億円上限)						(低利子1.6%、10年間無保証料、5千万円上限)					
【県】新型コロナウイルス感染症対応資金《融資枠419億円》 (3年間無利子、10年間無保証料、4千万円上限) ※県・市町村の財政負担なし											
【日本政策金融公庫等】資本性劣後ローン (20年期間一括償還、利率:当初3年間0.5%・4年目以降0.5%~2.95%、7.2億円上限) ※「中小事業」の場合											